

申告の準備を始めましょう

2. 住宅借入金等特別控除

□住宅借入金等特別控除(いわゆる住宅ローン控除)とは

住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、購入または増改築など(以下「取得など」)をし、一定の要件を満たすときには、その取得などに係る住宅ローンなどの年末残高の合計額などを基として計算した金額について、居住の用に供した年以後の各年分の所得税額から控除を受けることができます。

□控除額(平成30年中に居住の用に供した場合)※控除期間は10年間

住宅ローンなどの年末残高(最高4,000万円)×1% = 控除額(最高40万円)

※100円未満切り捨て

□控除を受けるためには

確定申告をする必要があります。

給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられます。

〈申告に必要な書類〉

- ・家屋(敷地)の登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)
 - ・工事請負契約書または家屋(敷地)の売買契約書
 - ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- 上記のほか、受ける控除の種類などに応じた書類を添付する必要があります。

詳しくはお問い合わせください。☎税務課 ☎ 72-6932

郡山税務署からのお知らせ

◎インターネットで確定申告ができます

所得税、消費税および贈与税の確定申告書の作成に当たっては、国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」(確定申告期間中は24時間利用可能)が便利です。

なお税務署で発行する「ID・パスワード」を使えば、平成31年1月からマイナンバーカードやICカードリーダーライターがなくても「確定申告書等作成コーナー」からインターネット(e-Tax)を利用してそのまま送信することができます。

「ID・パスワード」の発行は税務署での本人確認が必要です。手続きはお早めに。

詳しくは税務署にお問い合わせください。

◎確定申告書作成会場について

■開設場所

南東北総合卸センター(郡山市喜久田町卸1-1-1)

■開設期間

平成31年2月18日(月)から3月15日(金)まで《土曜・日曜を除く》

※開設期間は2月18日(月)からとなりますのでご注意ください。

なお会場開設前も含め、税務署内には申告書作成会場を設置していません。

■開設時間

午前9時30分から午後4時まで

※会場の混雑状況によっては、早めに相談受け付けを終了する場合があります。

☎郡山税務署 ☎ 024-932-2041